

平成 25 年兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科規程第 16 号

応用情報科学研究科機種選定委員会規程

(趣旨)

第 1 条 兵庫県立大学応用情報科学研究科で購入する物品等の機種選定事務の適正を図るため、応用情報科学研究科機種選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、公立大学法人兵庫県立大学が別途定める重要物品又は総額 200 万円以上の物品の購入又は借上げをしようとする場合、その機種の選定を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 応用情報科学研究科長(以下「研究科長」という。)

(2) 教授会の意見を聴いた上で、研究科長がコースごとに指名した委員 各 1 名

(3) 必要と認めた場合に指名される委員

2 研究科長は、必要と認めた場合は、第 3 者に委員を委嘱することができる。

第 4 条 前条第 1 項第 2 号及び第 2 項に定める委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号及び第 2 項に定める委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、委員長が必要と認めるときは、関係教職員その他議事に関係のある者から、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第 7 条 委員会の会議に出席した者は、議事の経過を漏らしてはならない。

(議事の記録)

第 8 条 委員会の審議の概要は、議事録に記録しておかなければならない。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 26 日一部改正)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。